

# 日本コーチング教育振興協会 倫理基準

この倫理基準の主要な部分は、国際コーチ連盟の倫理基準から引用抜粋されたものです

## 前文

日本コーチング教育振興協会（以下、ACEA）は、国際コーチ連盟（以下、ICF）の倫理基準に準拠したACEA倫理規定を定め、コーチングの卓越性を維持し、促進することを約束します。

そのためACEAは、すべてのメンバーと資格認定コーチ（コーチ、コーチのメンター、指導者＝スーパーバイザー・コーチ・トレーナーや学習者）に対し、倫理規定の項目や原則を遵守することを期待します。

## 第1部：定義

### コーチング

コーチングとは、思考を刺激し続ける創造的なプロセスを通して、クライアントが自身の可能性を公私において最大化させるようにコーチとクライアントのパートナー関係を築くことであり、クライアントの持つ本来の力を引き出しあるいは開発しながら、その求めているゴールに到達できるよう効果的に支援するための意図的で継続的なファシリテーションとコミュニケーションである。

### コーチングの関係性における役割

コーチングの関係性での役割を明確にするために、クライアントとスポンサーの違いを区別することが必要な場合がある。多くの場合、クライアントとスポンサーは同一であり、その際には当該者をクライアントと称する。ACEAは、クライアントとスポンサーを区別するために、これらの役割を以下のように定義する。

#### クライアント：

クライアントとはコーチングされる人（々）である。

#### スポンサー：

スポンサーとは、コーチングサービスの支払いを行うか、あるいは、コーチングサービスを設定した存在（その代理者も含む）である。すべての場合において、コーチング契約はクライアントおよびスポンサーの権限、役割と責任を明らかに定める必要がある。

## プロフェッショナルなコーチングの関係

コーチングが双方の責任を明確にした同意（契約を含む）があるときに、プロフェッショナルなコーチングの関係が成立するものとする。

## その他の定義

### 学習者：

学習者はコーチングのプロセスを学ぶか、あるいはコーチングの能力を高め、開発するために、スーパーバイザーやメンターコーチに従事しているか、コーチのトレーニングプログラムに籍を置いている者である。

### 利益相反：

コーチがクライアントに対して、コーチとしての、あるいはプロフェッショナルとしての業務遂行に影響が出る可能性のある程度に、プライベートな、または個人的な関心を持っている状況。

## 第2部：認定コーチの倫理行動基準

### 第1節：プロフェッショナルとしての行動

コーチとして、私は、

- 1) トレーニング、メンター、指導者（スーパーバイザー）としての活動を含むコーチとしてのすべての交流や活動において、ACEAの倫理規定に従い行動します。
- 2) コーチ、トレーナー、メンターコーチの行いが倫理規定違反である、もしくはその可能性があることに気が付いた場合は、それが私、他人のどちらに対してのものかに関わらず、速やかにACEAに連絡します。
- 3) それを知らされるべき相手（組織、従業員、スポンサー、コーチ、その他を含む）に対し、規定に定められた責任について説明し、認識を促します。
- 4) 年齢、種族、性別、民族、性的指向、宗教、国籍、障害などによる（違法な）差別を行いません。

5)私がコーチとして提供するものについて、また、コーチの職業性やACEAについて、真実と正確さを持って話し、記述します。

6) コーチングの資格や専門知識、経験、トレーニング、認証やACEAの認定資格について、正確に明示します。

7)他者の尽力と貢献を認識し、尊重し、それらをまるで自分自身に帰属するもののように偽りません。私は、この基準に違反すると、第三者による法的措置の対象となり得ることを理解しています。

8)いかなる時も、私のコーチングのパフォーマンス、あるいはプロのコーチとしての関係性を、損なう、対立を生む、妨げる等の可能性のある個人的な問題を常に意識するよう努めます。状況が必要とする際にはいつでも、速やかに専門的な支援を求め、コーチングの関係を中断もしくは終了することを含め、取るべき行動を決定します。

9)倫理規定が私と、コーチングのクライアント、コーチング対象者、学習者と指導対象者（スーパーバイザー）と私の関係に適用されることを理解しています。

10)一定の科学的基準および適切な指針に従って、所定の能力を有した上で誠実に調査の実施および報告を行います。研究・調査を行うにあたっては、関係者から必要な同意および承認を得て、関係者に被害が及ぶ可能性がないように配慮した方法をとります。すべての調査活動は、研究が行われる国のすべての適用法令に準拠した方法で実施します。

11)私は、守秘義務、セキュリティ、およびプライバシー保護を推進し、関連する法令や契約を遵守する形で、コーチング業務中に作成した、電子的なファイル通信を含む、すべての記録を保持、保管、および処分します。

12)ACEAのメンバーの連絡先情報（電子メールアドレス、電話番号など）を、ACEAによって認められた範囲でのみ使用します。

## 第2節：利益相反

私はコーチとして、

13)利益相反およびその可能性を意識し続けることに努め、利益相反の可能性がある場合、

率直に開示を行います。また、利益相反が発生した際は、自らの解任を提案します。

14) 組織内コーチの境界を定め、役割を明確化し、コーチングと他の役割との間で発生する可能性のある競合を利害関係者と確認します。

15) 当該クライアントの紹介によって第三者との間に授受される予定の報酬を、クライアント本人とそのスポンサーに対して開示します。

16) 報酬の形にかかわらず、コーチ/クライアントの対等な関係性を尊重します。

### **第3節：クライアントに対するプロフェッショナルとしての行動基準**

私はコーチとして、

17) クライアント及び見込みクライアントやスポンサーに、コーチングプロセスの潜在的な価値やコーチとしての私について、私が真実であると知っていることを倫理的に話します。

18) 私は、事前あるいは最初の会合で、コーチングのクライアントとスポンサーが、コーチングの特質や、守秘義務、金銭的取り決め、コーチングに関する契約上のあらゆる条件についての内容と範囲を確実に理解するよう、説明に努めます。

19) コーチングの関係を開始する前に、クライアントおよびスポンサーとの間に、明確な合意や契約を結び、この合意を尊重します。この契約はすべての関係者の役割、責任と権利を含むものとします。

20) クライアントやスポンサーと、物理的、あるいはその他の形でのやりとりの際には、明確で適切な意図に基づき、文化的に配慮した距離感を持って、接することを意識する責任を持ちます。

21) 現在のクライアント、スポンサー、学習者、または指導対象者（スーパーバイザー）とは、いかなる性的または恋愛関係も持つことを避けます。さらに、サポートスタッフやアシスタントを含む当事者間の潜在的な性的親密さの可能性に注意し、安全な環境を提供するために、適切に対処するか、契約をキャンセルするなどの措置を取ります。

22) 同意や契約の条件に従って、クライアントが任意の時点でコーチングの関係を終了する

権利を尊重します。コーチングの関係から受け取れる価値に変化が生じてきた際には、その旨を告知します。

23) 自分のクライアントやスポンサーにとって、他のコーチや支援手段がより適切であると判断した場合は、それらを勧めます。

#### **第4節：守秘義務・プライバシー**

コーチとして、私は、

24) すべてのクライアントおよびスポンサーの情報について、法律によって要求されない限り、厳格な水準で守秘義務を守ります。

25) コーチングの情報が、コーチ、クライアント、スポンサー間でどのようにやり取りされるかについて、明確な合意を持ちます。

26) クライアントとスポンサーの両方、学習者、または指導対象者（スーパーバイザー）を持ち、コーチ、コーチのメンター、指導者（スーパーバイザー）やトレーナー、として活動する場合、守秘性が維持されない可能性がある条件（例えば、違法行為、裁判所の有効な命令または召喚、自己または他人に危険が差し迫っているかそれに近い状況、など）について、必ず対象者と任意にかつ意識的に、機密性の限界に書面で同意するものとします。その中には上記のいずれかの状況が適用される際、私は該当する機関に通知する必要があるかもしれないと考えていることを含みます。

27) 私のクライアントをサポートするために私と一緒に働くすべての人々に対し、第4節：守秘義務・プライバシーの26条、および該当する可能性のある倫理規定の他の部分を遵守することを求めます。

#### **第5節：継続的な能力開発**

コーチとして、私は、

28) プロフェッショナルとしてのスキルを継続的に開発し続けます。

### 第3部：倫理誓約

私は、ACEAの認定コーチとして、クライアント、スポンサー、同業者、そして社会全体に対して、倫理的・法律的な義務を履行することに同意します。

私は、ACEAの倫理規定を遵守し、コーチングを行う相手に対してこれらの基準を実践することを誓います。私が、この倫理誓約もしくはACEAの倫理規定の一部にでも違反した場合、私の責任については、ACEAの独自の裁量に委ねることに同意します。さらに、違反に伴いACEAに対して発生する私の責任には、ACEAにおける会員資格や認定資格のはく奪などの制裁が含まれることに同意します。

20\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

住所：\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

氏名：\_\_\_\_\_ 印